

令和6年度

補助金上限
20万円

有田市ブロック塀等撤去補助事業のご案内

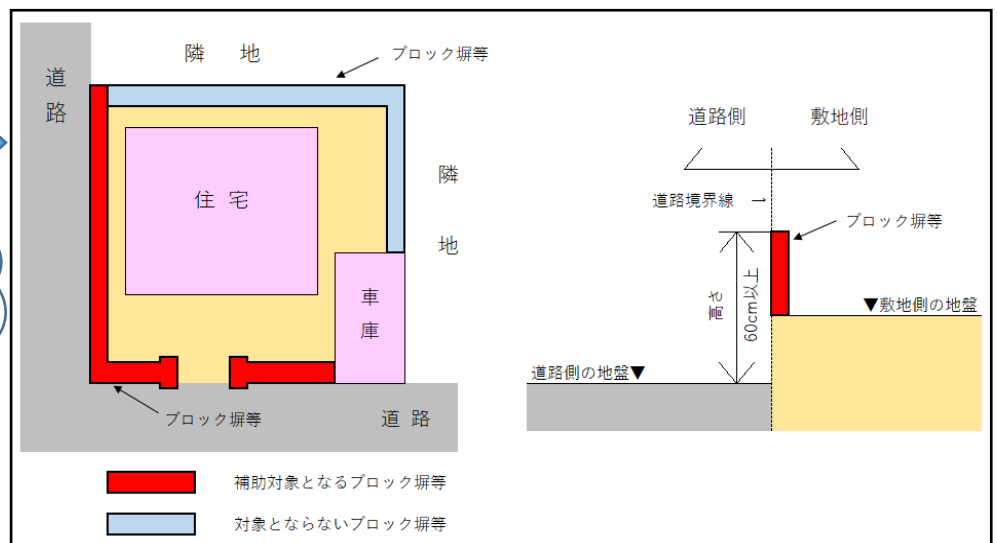
有田市では、地震等による道路等に面するブロック塀等の倒壊等による被害の軽減及び道路等の寸断を防ぐことを目的とし、ブロック塀等の撤去費用の一部を補助する制度を実施します。

補助対象となるブロック塀等 ▼以下①～③すべてを満たすもの

- ① 有田市にあるコンクリートブロック造、レンガ造、石造その他組積造による塀及び門柱。
- ② 市担当者による現地調査の結果、危険と判断されたブロック塀等であること。
- ③ 道路等※に面しており、道路面から高さ 60 センチメートル以上で、延長 2メートル以上であること。
※道路等…市民等が避難する際に利用する道路及び道。

たとえば…

まずは現地調査を行いますので、
下記の間合せ先へ
ご連絡ください！



補助金の額

撤去工事費（基礎の撤去及びその処分並びに整地に係る費用を含む）と市が定める標準工事費※のいずれか少ない額とし、**上限を 20万円**とします。

※標準工事費…撤去するブロック塀等の面積 1 平方メートルにつき 12,000 円を乗じて得た額。

補助対象者

- ① ブロック塀等の所有者又は左記の者より撤去についての同意を得た方。
- ② 市税等の滞納がないこと。
- ③ 暴力団及び暴力団員等でない方。など

法人所有も対象となりました。

所有者から同意を得た自治会等も申請できます。

その他の要件

- ① 対象となるブロック塀等を撤去し、撤去後新たにブロック塀等を設置しないこと。
- ② 有田市において建設業等を営む個人事業主又は法人との契約により行うこと。
※補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合は、補助金が交付されません。
- ③ 国、県又は市の公共用地取得に伴う損失補填を受けていないこと。
- ④ 過去に同補助金や空き家の除却にかかる補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。など

申請期間等

- ・令和6年4月15日(月曜日)～令和6年12月27日(金曜日)
- ・令和7年2月28日(金曜日)までに工事完了報告書を提出すること。

※補助金交付申請書の受付順となります。

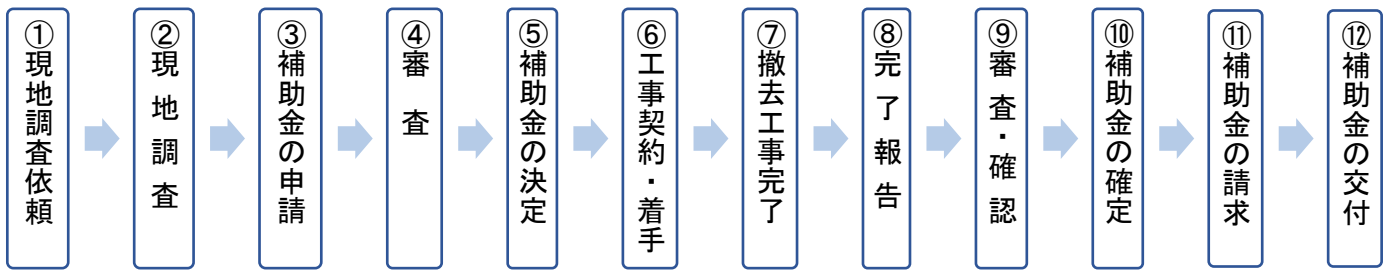
※補助金は予算の範囲内となります。

**現地調査依頼や相談は
随時受け付けております！**

・補助金の交付に関する手順については裏面をご確認ください。

問合せ先
有田市役所 経済建設部
都市整備課 公共建築係（市役所3階）
電話 0737-22-3619（直通）

★補助金交付までの流れ★



① 現地調査依頼

補助金の交付対象かどうかの現地調査が必要となりますので、まずはご連絡もしくはご来庁ください。その際、確認事項の聞き取りをさせていただき、現地調査の日程等を確認させていただきます。

② 現地調査

- ・ブロック塀等が補助金の対象となるかを確認させていただきます。(要立合・代理人可)
- ・対象とならない場合は、手続き終了となります。
- ・対象となった場合は、その場で交付申請用紙等をお渡しさせていただきます。

③ 補助金の申請

下記の必要書類をそろえていただき、市役所都市整備課までご提出ください。

- ・ブロック塀等撤去事業補助金交付申請書【様式第1号】
- ・補助対象ブロック塀等が存する敷地の付近見取り図
- ・補助対象ブロック塀等の寸法及び面積を明示した敷地配置図
- ・工事見積書(要内訳の記載)の写し
- ・施工業者要件証明書
- ・補助対象ブロック塀の現況写真
- ・ブロック塀等撤去事業補助金代理受領利用予定届出書【様式第9号】(代理受領を利用しようとする場合)
- ・その他

『代理受領』とは、申請者が受け取る予定の補助金を市から直接施工業者へ交付する制度です。申請者は補助金相当額を除いた工事費用を用意すればよいので支払額の負担が軽減されます。

④ 審査

- ・提出いただいた申請書等をもとに審査を行います。
- ・書類不備等や、不適当であると認められた場合には、補助金が交付されません。

⑤ 補助金の決定

審査により、適当であると認められた方には、決定通知書を送付します。

⑥ 工事契約・着手

- ・決定通知が届いた方は、撤去工事の契約・着手をしてください。
- ・補助金交付決定前に、契約や工事を行っていた場合には、補助金が交付されませんのでご注意ください。

⑦ 撤去工事完了

撤去工事完了後、完了報告書提出の準備をお願いいたします。

⑧ 工事完了報告(工事完了の日から30日以内にご提出をお願いします)

下記提出書類を工事完了後すみやかにご提出ください。

- ・ブロック塀等撤去事業補助金完了報告書【様式第6号】
- ・撤去工事中及び完了後の写真
- ・工事契約書(契約を締結していない場合は注文書及び請書)
- ・内訳が記載された請求書の写し及び領収書の写し(代理受領を利用する場合は、実施内訳書)
- ・ブロック塀等撤去事業補助金代理受領利用届出書【様式第12号】(代理受領を利用する場合)

気を付けてください!!

⑨ 審査・確認

提出いただいた書類等を審査させていただき、現地確認を行います。

⑩ 補助金の確定

審査の結果、適当であると認められる方に補助金確定通知書を送付します。

⑪ 補助金の請求

- ・補助金の確定通知書が届いた方は、ブロック塀等撤去事業補助金交付請求書【様式8号】を提出してください。
- ・代理受領を利用される方は、ブロック塀等撤去事業補助金代理受領利用委任状【様式13号】により、工事施工者に補助金の請求を委任し、委任を受けた工事施工者が交付請求書【様式8号】を提出してください。



⑫ 補助金の交付

請求書の提出から、1ヶ月程度で、指定の口座へお振込みをさせていただきます。